

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和4年5月30日(2022.5.30)

【国際公開番号】WO2021/246269

【出願番号】特願2022-515519(P2022-515519)

【国際特許分類】

**B 3 2 B 27/00(2006.01)**

**B 3 2 B 27/30(2006.01)**

**B 6 5 D 65/40(2006.01)**

10

【F I】

B 3 2 B 27/00 H

B 3 2 B 27/30 Z

B 3 2 B 27/00 B

B 6 5 D 65/40 D

【手続補正書】

【提出日】令和4年3月8日(2022.3.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

20

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基材上に、

非水系溶媒にエチルセルロース及び無機化合物を含有する塗工液を塗工してなる(A)層、多価カルボン酸単量体を含有する(B)層、とが塗工積層されたガスバリア性積層体。

【請求項2】

30

前記非水系溶媒が、アルコール類及びエステル類から選択される一種以上の非水系溶媒であることを特徴とする、請求項1に記載のガスバリア性積層体。

【請求項3】

前記多価カルボン酸単量体が、分子中に2個以上のカルボキシ基を含有する多価カルボン酸単量体であることを特徴とする、請求項1～2のいずれか一項に記載のガスバリア性積層体。

【請求項4】

前記無機化合物が、金属酸化物、金属水酸化物、金属塩からなる群から選ばれる1種以上であることを特徴とする請求項1～3のいずれか一項に記載のガスバリア性積層体。

【請求項5】

40

前記基材が、樹脂製フィルム基材であることを特徴とする請求項1～4のいずれか一項に記載のガスバリア性積層体。

【請求項6】

前記基材が金属または金属酸化物を蒸着させた基材であることを特徴とする請求項1～5のいずれか一項に記載のガスバリア性積層体。

【請求項7】

請求項1～6のいずれか一項に記載のガスバリア性積層体であって、基材上に(A)層と(B)層を積層した後、24時間経過後のヘイズ値が6未満であることを特徴とするガスバリア性積層体。

【請求項8】

50

請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載のガスバリア性積層体からなる包装体。

【請求項 9】

基材上に、

非水系溶媒にエチルセルロース及び無機化合物を含有する塗工液を塗工してなる（A）層と、多価カルボン酸単量体を含有する（B）層、とを塗工積層することを特徴とするガスバリア性積層体の製造方法。

【請求項 10】

基材上に、多価カルボン酸単量体を含有する（B）層を塗工した後、非水系溶媒にエチルセルロース及び無機化合物を含有する塗工液を塗工してなる（A）層を塗工積層する請求項 9 に記載のガスバリア性積層体の製造方法。

10

20

30

40

50